

人権推進共同参画課だより (26)

普段着で「共に生きる」実践を

「明日のバスでの研修に、車椅子を使いたいのを準備してもらえますでしょうか？」遠慮がちな女性の声の電話です。「いいですよ、準備できます。気をつけてお越しください。」状況を聞いた、旅行の世話をしている事務局の担当が答えます。

当日はさわやかな旅行日和。朝来市から1時間弱の観光スポットへ出発です。特別養護老人ホームの旅行でもなければ、障害をもたれた方のグループ旅行でもありません、ごく普通の団体です。旅先では、事務局の者が車椅子を押したり、お友達がそばについて、世話をされたりしながら和気あいあいと小旅行を楽しんでおられます。「あんなにしてまで来なくていいのに。」なんて陰口を言う人は一人もありません。みんな笑顔で、ごく当たり前のように、必要なときには手助けをしながら過ごされていました。これこそ正にユニバーサル社会だと感動したことです。

ある神社の祭りのとき、境内での楽しい催しにその地域の人が沢山集まっておられました。集まりの前列に、車椅子のお年寄りが3人おられます。階段があり、道もあまりよくない昔からの神社です。家族の方が神社の入り口まで、そのお年寄りの車椅子を押しこられました。「あつ、よう来たな。」近くにいた若い人が3~4人で車椅子ごとお年寄りを境内へ運ばれます。「ここでいいか？」一人の若者が尋ねます。「へえ、おおきに。ありがとう。」うれしそうに返事をされ、境内での行事を最後まで楽しんで帰られました。この例も普段着のままのユニバーサル社会づくりの実践です。

このように、障害のある人も、元気な人も、一緒に当たり前のように活動できる社会こそ「共に生きる社会」のめざすところではないでしょうか。バリアフリーとして障害を取り除くことも大切です。施設の設備充実も大切です。しかし、今の状態のままでも、人と人の心が結ばれば、解決する問題が沢山あるのではないのでしょうか。

皆さんの身の周りで、高齢者、障害を持つ方、ハンティを持った方々が、若い方や、元気な方と共に生活を楽しみ、共に活動できる場をもつともつと工夫してもいいのではないのでしょうか。お互いに考えてみたいものです。

このコーナーは、人権文化のあふれるまちづくりのため、「いのち」輝くまちづくりのため、市民の皆さんに問題提起や資料提供をします。

ご愛読いただき、ご家庭や街角の話題にしていただければ幸いです。

◆人権推進共同参画課 ☎ 672 - 6122

おめでとうございます

表彰

人権擁護委員協議会表彰

5月25日、豊岡市民会館で平成19年度豊岡人権擁護委員協議会総会が開催され、日頃人権擁護に尽力されている次の4人の方が表彰を受けました。

【法務省人権擁護局長感謝状】

金山 正明さん (林垣)

【全国人権擁護委員連合会長表彰】

足立 禪英さん (宮田)

増田 哲雄さん (西谷)

【近畿人権擁護委員連合会長表彰】

多田 嘉高さん (口銀谷6区)

但馬地区人権教育研究協議会感謝状

5月21日、豊岡市民会館で平成19年度但馬地区人権教育研究協議会定期総会が開催され、但馬の人権教育の推進に寄与されてきた次の2人の方が同協議会長から感謝状を受けました。

藤井 義正さん (桑原)

岩村 年隆さん (上ゲ町)

ご存知ですか？

「男女共同参画」に関わるこんな言葉 最終回

『女性差別撤廃条約』認知度 12.9%

「女性差別撤廃条約」は、世界人権宣言をもとに、1966年に国連で採択された「国際人権規約」と呼ばれる人権条約のひとつで、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」が正式名称です。

この条約は、第1条に「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であり、間接的な効果(間接差別)も含めるものであると定義しています。また、事実上の男女平等を目的として、あらゆる領域で性に基づく差別を解消するための措置を義務づけています。

例外として、(1)女性のみがもつ妊娠・出産機能を保護するための特別措置 (2)事実上の平等を促進するためのしばらくの間とられる特別措置(ポジティブ・アクション)は許されるものとしています。

日本は、この条約を批准するために3つの国内法(国籍法の改正、学習指導要領の改定、男女雇用機会均等法の成立)を整備した後、1985年に批准しました。